宇都宮市文化財保存活用地域計画の概要　序章～第１章

序章

１．計画作成の背景と目的

平成29年度に市内に所在する歴史文化資源について現状や課題を整理し，保存活用の方針を定めた「宇都宮市歴史文化基本構想」を策定したが，デジタル技術の進化，少子高齢化による担い手不足など，本市の文化財を取り巻く環境が変化している。また，平成30年度には文化財保護法の改正により文化財保存活用地域計画の策定が法制化されるなど，地域の文化財の保存・活用を計画的，継続的に取り組む必要があるため，本市の歴史文化資源の保存・活用を一層推進するため地域計画を策定する。

２．計画期間

本計画の上位に位置づく宇都宮市歴史文化基本構想は，2017（平成29）年度～2036（令和18）年度の20年間を目標期間としており，2025（令和７）年度時点で残り12年間である。本計画は，上記構想を２期に分けて実現するアクションプランとし，第１期の計画期間は，2025（令和７）年度～2030（令和12）年度の６年間とする。

歴史文化基本構想（H29～R18）	
本計画(R7～R12)	次期計画（R13～R18）

３．計画の位置付け

本計画は，文化財保護法第183条の３に基づき，宇都宮市歴史文化基本構想を実現するためのアクションプランとして，第６次宇都宮市総合計画後期基本計画や庁内の関連計画，栃木県文化財保存活用大綱との整合・連携を図り，文化財の保存・活用の具体的な方策について記載する。

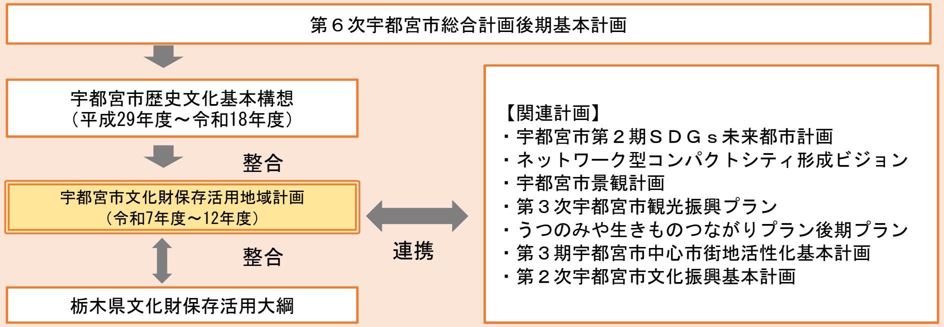

４．計画対象

地域計画の対象である「文化財」は，我が国の長い歴史の中で生まれ，はぐくまれ，今日まで守り伝えられてきた貴重な国民的財産を指し，指定等の有無を問わない。しかし，従前の「文化財」というワードでは，指定等文化財を想起する可能性が高いことから，本市では，「文化財」をより広い視点で捉えるため，宇都宮市歴史文化基本構想において「歴史文化資源」というワードを用いた。本計画でも，同じワードを用い，この「歴史文化資源」を計画対象とする。

第１章　宇都宮市の概要

１．自然的・地理的環境

（１）位置
・本市は栃木県のほぼ中央に位置し，北側は日光市，塩谷町，東側はさくら市，高根沢町，芳賀町，南側は真岡市，上三川町，下野市，西側は壬生町，鹿沼市と接している。

（２）地形・地質
・南北に鬼怒川，田川，姿川の３本の河川が流れ，宇都宮丘陵の突端部には二荒山神社が鎮座し，その周辺に中心市街地が形成されている。

（３）気候
・北に日光，塩原，那須の山々を背負い，内陸性の気候を示す。

（４）動植物
・市街地やその周辺に残された樹林・湿地，北西部の山麓などに多様な動植物が確認されている。

２．社会的環境

（１）人口等の推移
・過去50年間にわたり人口が増加し続けており，北関東最大の人口規模を誇っている。

（２）市域の変遷
・1954（昭和29）年から1955（昭和30）年に，隣接１町10か村を合併編入，2007（平成19）年には，上河内町及び河内町と合併。

（３）市街地の密集度の推移
・1980（昭和55）年ころから人口集中地区が拡大したが，市街地の低密度化が進行している。

（４）目指すまちづくり
・「スーパースマートシティ」は，「NCC」を土台に，「地域共生社会」「地域経済循環社会」「脱炭素社会」の３つの社会が，「人」づくりの取組や「デジタル」技術の活用によって発展する「夢や希望がかなうまち」であり，その実現を目指す。

（５）交通機関
・鉄道では，南北にJR宇都宮線・東北新幹線・東武宇都宮線が，バス路線では，JR宇都宮駅を中心に放射状に延びている。ライトラインが2023（令和5）年に芳賀・宇都宮間で開業した。

（６）観光入込客数・宿泊者数
・市への観光入込客数は，県内1位。宿泊者数は，県内2位。来訪目的は，餃子が多い。

（７）産業構造
・本市の産業構造は，第１次産業から第２次産業まで幅広く構成されている。

（８）大谷石産業
・北西部の大谷地域では大谷石の採石業が営まれており，現在も４か所の採石場が稼働している。

（９）文化財展示施設・文化財保存管理施設
・市立6施設，県立3施設，民間1施設が所在している。

３．歴史的背景

・日本列島の成り立ちから現代までの歴史ついて，以下の内容で通史的にまとめている。

（１）日本列島の成り立ちと大谷石層の形成
（２）原始・古代の宇都宮
（３）中世の宇都宮
（４）近世城下町として繁栄した宇都宮
（５）町から市へ　宇都宮市の誕生
（６）都市の発達と文化振興の芽生え
（７）新たな文化交流都市を目指して

宇都宮市文化財保存活用地域計画の概要　第２章～第４章

第２章 宇都宮市の歴史文化資源の概要

１．指定等文化財

・文化財保護法，栃木県文化財保護条例，宇都宮市文化財保護条例によって指定，登録，認定等をされている歴史文化資源について記載。市内に所在する件数は486件。

２．未指定文化財

・歴史文化基本構想で把握した文化資源のうち，文化財保護法に基づく指定がされていないものに，周知の埋蔵文化財包蔵地と宇都宮市民遺産を追加，保存・活用する具体的な対象がない歴史上の人物を除外し把握。把握している未指定文化財の件数は974件。

３．関連する制度

・国の制度である日本遺産や本市独自の制度である宇都宮市民遺産（みや遺産）の概要及び構成文化財・認定一覧を記載。市民遺産の認定件数は20件。

４．歴史文化資源の特徴

有形文化財や記念物など指定未指定を問わず見えてきた本市の歴史文化資源を特徴ごとにまとめている。

第３章 宇都宮市の歴史文化の特徴

１．歴史文化の特徴の抽出

・市内に散在している歴史文化資源を，俯瞰的にまとまりをもって保存・活用するため，第１章，第２章を踏まえ，市固有の歴史や文化にまつわる地域的な特徴を抽出する。

２．歴史文化の特徴の概要

（１）今も昔も住みやすい関東平野の里山都市　うつのみや

・南北に流れる川に挟まれた安定した台地上に，４万年前から人が住み始め，現在は北関東最大の都市になった。

（２）文武に秀でた宇都宮氏の本拠地　うつのみや

・鎌倉幕府の樹立や百人一首の成立に貢献した宇都宮氏とその家臣が本拠とした。

（３）２つの街道の追分，水運の鬼怒川 人・物・情報の交流拠点 うつのみや

・近世には日光道中・奥州道中の追分の地となり，鬼怒川沿いに水上輸送のための河岸がつくられた。他の時代においても，街道，河川，鉄道を通じて，人・物・情報が行き交った。

（４）古代から現代まで 大谷石がつくり繋いだ石のまち うつのみや

・加工がしやすい大谷石を使用し，古代には竪穴住居や磨崖仏，近世には宇都宮城や二荒山神社，近代には旧帝国ホテル等がつくられた。

（５）古代国家を支えた下毛野氏基盤の地　うつのみや

・５世紀に下毛野国造に任ぜられ，大宝律令の作成にも携わった下毛野氏は，本市が位置していた古代の河内郡を基盤としており，５世紀に築かれた笹塚古墳との関係が想像される。

（６）徳川将軍も泊まった華やかな城下町　うつのみや

・本多正純が整備した城下町には様々な業種の人々が集積し，二荒山神社の菊水祭付祭では各町から屋台や山車が繰り出し，宇都宮城は将軍が日光社参をする際の宿泊に使用された。

（７）二度の戦災をたくましく生き抜いたまち　うつのみや

・1868（慶応４/明治元）年の戊辰戦争と1945（昭和20）年の太平洋戦争時の空襲で市街地がそれぞれ焼失し，大きな被害を受けたが，復興が進められた。

（８）農村に生きた人々が築いた文化豊かな田園の地　うつのみや

・田園地帯では，風雨順調・五穀豊穣を願って，獅子舞や天祭，彫刻屋台が繰り出す祭り等の伝統行事が行われてきた。

第４章 宇都宮市の歴史文化資源の保存・活用に関する現状

１．歴史文化資源に関する既往の把握調査

（１）埋蔵文化財調査

・市内には600ヶ所以上の埋蔵文化財包蔵地があり，開発行為等により，やむをえず現状のまま保存できない場合に，工事に先立ち発掘調査を行って遺跡の記録を残しており，これまでに116件の報告書を作成している。

（２）課題別一斉調査等

・市独自の制度として「文化財調査員制度」を運用しており，市内を22の地区に分け，各地区に所在する歴史文化資源の発見と調査，指定文化財の現況確認調査を行うとともに，特定のテーマを設定し，一斉調査を行っている。

（３）その他の調査

・天然記念物関連の調査や，根古谷台遺跡，飛山城跡，旧篠原家住宅，大谷の景観など，主要な歴史文化資源について各種調査や計画作成を行い，54件の報告書を作成している。

２．歴史文化資源に関する取組

（１）行政の取組

①生涯学習や学校教育に関わる取組

・宇都宮市文化財ボランティア協議会会員の案内による文化財めぐりや，学校へ伝統文化の保存団体や継承者を講師として派遣しての体験活動等を行っている。

②普及啓発

・情報発信や普及啓発に関わる取組として，ＨＰ「宇都宮の歴史と文化財」の運営やメールマガジンの配信を行っている。

（２）民間の取組

・歴史文化資源の保存や継承を目的とした保存会・愛護会が現時点で89団体結成され，それぞれが守る歴史文化資源に深い愛情と熱意をもって積極的に活動している。

（３）歴史文化資源に関するアンケート

・2023（令和5）年7月から8月にかけて，本計画を作成するにあたり，歴史文化資源の保存・活用に関わる民間団体の現状や課題を分析するため，アンケートを実施した。歴史文化資源に関連する取組を行っている90の民間団体のうち，69団体から回答を得た。回収率は76%だった。

＜質問項目例＞

・現在の会員等の平均年齢について

→高齢化が進んでいる。（70歳以上が24件，60代37件）

・歴史文化資源の保存・活用における課題として感じていることについて

→「会員等の高齢化」に次いで，順に「後継者不足」，「会員等の減少」，「財政的に厳しい」の回答が多く，活動を維持していくための人材や財源の確保が課題である。

第５章　歴史文化資源の保存・活用に関する理念・基本方針

歴史文化基本構想で定めた基本理念，基本方針を受け継ぐ

『みんなでつなぐ 歴史文化の息づく交流都市 宇都宮』

～郷土の歴史を理解し，誇りをもって守り・活かし，みんなの力で未来につなごう～

基本方針①　歴史文化資源の価値を調べる，引き出す，守り伝える

基本方針②　歴史文化の魅力を学ぶ，知る，地域振興に活かす

基本方針③　保存活用の多様な主体の参画を促進する

第６章　歴史文化資源の保存・活用に関する課題・方針

１．歴史文化資源の保存・活用に関する課題

（１）調べ，引き出し，守り伝えるための課題

課題1　継続的な調査・研究が必要

→古文書や古写真の記録情報の整理や継続的な資料調査が必要。歴史文化資源の調査研究やその成果の活用・継承に必要な体制の構築が必要。

課題２　文化財指定・登録・認定制度の運用による保存・継承が必要

→歴史文化資源の価値を調査し，指定等文化財を増やすとともに，未指定の文化財についても，宇都宮市民遺産として認定し，保存・継承していくことが必要。

課題３　適正な保存管理環境の整備が必要

→歴史文化資源の適正な保存管理のため，修理や保存施設の維持管理を継続して行っていくことが必要。デジタル技術を用いた保存管理が必要。

課題４　防災・防犯対策が必要

→防災に関しては，歴史文化資源の被災を未然に防ぐための対策や，被災した際の対応について，消防や歴史文化資源所有者等が連携し，災害に備えることが必要。防犯に関しては，行政と所有者で共通した危機意識を持ち，現状把握や防犯体制の構築を行うことが必要。

（２）学び，知り，地域振興に活かすための課題

課題5 学ぶ機会の充実が必要

→歴史文化資源の価値や魅力を，市民が分かりやすく知り・学び・体験できるよう，次世代の郷土愛を醸成する機会を創出することが必要。

課題６　公開促進及び魅力発信が必要

→歴史文化資源に関する情報を適切な時期に広く周知するため，SNSなどを活用した幅広い媒体による情報発信が必要。

課題７　地域振興等での活用が必要

→歴史文化資源と交通機関の一体的なプロモーションや，歴史文化資源を観光資源とした積極的なまちづくりへの活用等が必要。

（３）多様な主体の参画を促進するための課題

課題8 保存･活用体制の構築が必要

→歴史文化資源の保存・活用に関わる団体や事業者の活動を活発化させ，歴史文化資源を地域の中で守るための環境づくりを行うことが必要。

２．歴史文化資源の保存・活用に関する方針

（１）調べ，引き出し，守り伝えるための方針

→調査・研究の充実，文化財指定・登録・認定制度の適正な運用，適正な保存管理環境の整備，防災・防犯対策の推進。

（２）学び，知り，地域振興に活かすための方針

→学校教育・生涯学習と連携した学ぶ機会の拡大，公開促進及び魅力発信の強化，地域振興等での活用の推進。

（３）多様な主体の参画を促進するための方針

→多様な主体が関わる推進体制の構築。

■歴史文化資源把握調査状況一覧

類型		地区	本庁	宝木	陽南	平石	清原	横川	瑞穂野	豊郷	国本	富屋	篠井	城山	姿川	雀宮	上河内	河内
有形文化財	建造物		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
有形文化財	美術工芸品	絵画	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
有形文化財	美術工芸品	彫刻	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
有形文化財	美術工芸品	工芸品	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
有形文化財	美術工芸品	書跡･典籍	○	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
有形文化財	美術工芸品	古文書	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
有形文化財	美術工芸品	考古資料	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
有形文化財	美術工芸品	歴史資料	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
無形文化財			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
民俗文化財	有形の民俗文化財		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
民俗文化財	無形の民俗文化財		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
記念物	遺跡		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
記念物	名勝地		―	―	―	○	―	―	―	―	―	―	―	○	―	―	―	―
記念物	動物･植物･地質鉱物		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
文化的景観			―	―	―	―	―	―	―	―	○	―	―	○	―	―	―	○
伝統的建造物群			―	―	―	―	―	○	―	―	―	○	―	―	―	―	○	―
埋蔵文化財			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
文化財の保存技術			―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
その他			○	―	―	○	○	―	―	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※凡例　○：調査済み　▲：調査不足　―：調査対象なし

第７章　歴史文化資源の保存・活用に関する措置

・基本理念・基本方針に基づき，課題・方針を踏まえ，措置を設定。
・措置を実施する取組主体と期間を明記。
・措置には，宇都宮市歴史文化基本構想策定以降継続して実施するものと，本計画の計画期間に新たに着手するものがある。現在，推進している，地域で守り伝えられてきた歴史文化資源に関する措置，伝統文化の保存・継承に向けた措置，本市の誇る日本遺産「地下迷宮の秘密を探る旅　大谷石文化が息づくまち宇都宮」に関する措置等に継続して取り組み，さらに，周知啓発のための情報発信や本計画で新たに盛り込んだ歴史文化資源への防災対策などを重点措置とし積極的に取り組んでいく。

（１）調べ，引き出し，守り伝えるための措置

方針１　調査・研究の充実
→歴史文化資源の把握調査，指定文化財の所在確認調査，埋蔵文化財確認調査，文化財調査員による課題別一斉調査，歴史資料等の体系的整理の検討など。

方針２　文化財指定・認定・登録制度の適正な運用
→未指定文化財の指定・認定・登録の推進，宇都宮市民遺産制度の運用。

方針３　適正な保存管理環境の整備
→指定文化財保存団体育成事業，指定文化財保存管理施設整備事業，指定文化財保存修理事業，市民遺産保存団体育成事業，認定建造物保存修理事業，歴史文化資源のデジタルアーカイブの作成など。

方針４　防災・防犯対策の推進
→文化財レスキュー関係団体との連携，指定等文化財防犯事業，指定等文化財火災予防査察，指定等文化財火災消防訓練，文化財パトロール。

（２）学び，知り，地域振興に活かすための措置

方針５　学校教育・生涯学習と連携した学ぶ機会の拡大
→宇都宮学の推進，宮っ子伝統文化体験教室，出前講座の実施，歴史と文化財ボランティアガイド養成講座。

方針６　歴史文化資源の公開促進及び魅力発信の強化
→歴史文化資源の情報発信のためのデジタル環境整備，まちなかにおける情報発信機能の充実，『宇都宮の歴史と文化財』ホームページ等による情報発信，SNSを活用した情報発信など。

方針７　地域振興等での活用の推進
→公共交通等と連携した歴史文化資源の観光振興，歴史文化資源の情報発信による地域振興。

（３）多様な主体の参画を促進するための取組

方針８　多様な主体が関わる推進体制の構築
→宇都宮市大谷石文化推進協議会の運営，宇都宮伝統文化連絡協議会との連携，宇都宮市歴史文化資源活用推進協議会の運営，宇都宮市解説ボランティア団体との連携など。

＜本計画における措置の記載例＞

	措置名	措置概要	取組主体･協力者				措置の期間						
			行	専	団	市	R７	R８	R９	R10	R11	R12	R13～
4-3	指定等文化財火災消防訓練	指定文化財の火災による消失を防ぐために，市，消防局，指定文化財等所有者，地域住民らによる防火訓練を行う。	◎		○	○	━━━━━━━━━━▶						
4-4 重点	指定等文化財防犯事業	指定文化財について，行政と所有者が共通した意識を持ち，防犯体制の確認や助言を行う。また，防犯対策に必要な支援についても検討を行う。	◎	○		○	━━━━━━━━━━▶			新規			

■措置の表に用いている略称･凡例等

行，行政	文化財担当課，庁内関係課
専，専門	有識者，大学等の専門機関
団，団体	民間団体，各種団体，協議会，企業，学校等
市，市民	宇都宮市民
重点	重点措置
◎	取組主体
○	協力者
━━▶	2024（令和６）年度以前から継続し，今後も恒常的に取り組む措置
━━▶	新規の措置，拡充する措置

第８章　歴史文化保存活用エリア

（１）歴史文化保存活用エリアの設定と考え方

文化庁指針では，「文化財が特定の地区に集中している場合に，その周辺環境を含め当該文化財（文化財群）を核として文化的な空間を創出するために，域内の地区特性や歴史文化の特性に応じて市町村が独自に設定する計画区域」を「文化財保存活用区域」としている。

また，宇都宮市歴史文化基本構想では，上記と同様の考え方によって，「歴史文化保存活用区域」として７つのエリアを設定しており，本計画においても宇都宮市歴史文化基本構想で示された７つのエリアを「歴史文化資源保存活用エリア」として設定。

（２）歴史文化保存活用エリアにおける課題・方針・措置

①市街地中心部エリア
・近世の本市は宇都宮城を中心とする城下町であり，その繁栄や当時の様子を今に伝えていくことが必要。
→宇都宮城址公園において，デジタル技術やボランティアの案内により，情報発信を行うなど。

②大谷エリア
・日本遺産・重要文化的景観となっている大谷石の景観を一体的に保存・活用していくことが必要。
→一体的な保存・活用を推進し，大谷石の文化に対する価値認識を共有するなど。

③街道沿いエリア
・交通の要衝として栄えた宿場の名残を継承しながら歴史文化資源の保存・活用をしていくことが必要。
→関係部署との連携や保存団体への支援によって，宿場町や歴史的建造物の保存・活用に取り組むなど。

④鬼怒川沿いエリア
・ライトラインの開業によって飛山城跡やその周辺の歴史文化資源にも訪れてもらう機会の創出が必要。
→飛山城跡やその周辺に所在する歴史文化資源について，魅力発信を図り，人々の周遊を促すなど。

⑤姿川・田川南部エリア
・うつのみや遺跡の広場や指定史跡等の今後の保存・活用体制を充実させていくことが必要。
→デジタル技術等を活用した整備に向けて取り組んでいく。

⑥北部山地エリア
・農村部を中心として残る伝統文化を継承していくことが必要。
→行政と保存団体が連携し，伝統文化の周知啓発等に取り組み，継承につなげる。

⑦宇都宮丘陵エリア
・宇都宮丘陵上に古墳や遺跡，瓦窯跡等の歴史文化資源が残されており，それらを積極的に保存・活用し，地域の古墳文化の更なる周知を図ることが必要。
→地域の学校等と連携し，県指定文化財をはじめとする古墳群を確実に保存しながら，「まほろばの道」の利用の活性化と周辺古墳群の周知に取り組む。

■歴史文化資源保存活用エリア

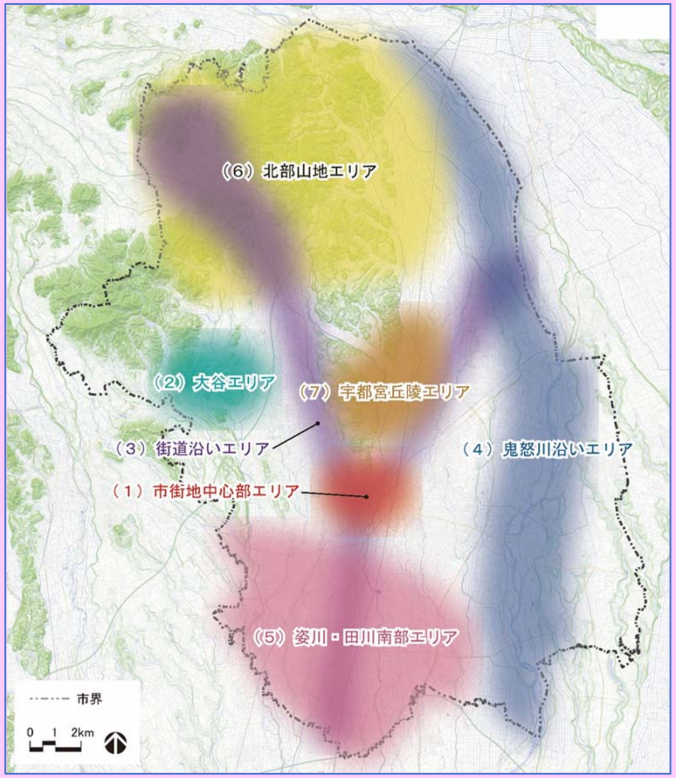

<本計画における措置の記載例>

	措置名	措置概要	取組主体・協力者				措置の期間						
			行	専	団	市	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13～
2-1 重点	日本遺産「地下迷宮の秘密を探る旅 大谷石文化が息づくまち宇都宮」に関連する取組	宇都宮市大谷石文化推進協議会と連携し，日本遺産「地下迷宮の秘密を探る旅　大谷石文化が息づくまち宇都宮」のストーリーの普及と構成文化財の活用を推進する。	○	○	◎	○	→	→	→	→	→	→	→

宇都宮市文化財保存活用地域計画の概要　第９章

第９章　歴史文化資源の保存・活用に関する体制

１．計画の推進体制

○庁内体制

【所管部局課】

魅力創造部文化都市推進課

・歴史文化資源の調査・指定・管理に関すること，
　埋蔵文化財に関すること，文化財展示施設の管理・運営に関すること，
　伝統文化継承事業の推進に関すること

【関係部局課】

総合政策部広報広聴課，環境部環境保全課，
魅力創造部観光MICE推進課，
都市整備部都市計画課，都市整備部NCC推進課，
消防局予防課，
教育委員会事務局学校教育課，
教育委員会事務局生涯学習課

○栃木県関係機関

栃木県生活文化スポーツ部文化振興課，栃木県立博物館，
栃木県立美術館，栃木県立文書館，栃木県埋蔵文化財センター，
宇都宮中央・東・南警察署

○専門（有識者，大学等）

宇都宮市文化財保護審議委員会，市内に所在する大学

○団体（民間団体，各種団体，協議会，企業，学校等）

宇都宮市大谷石文化推進協議会，宇都宮市歴史文化資源活用推進協議会，
宇都宮市文化財ボランティア協議会，宇都宮伝統文化連絡協議会，
特定非営利活動法人　宇都宮まちづくり推進機構，
一般社団法人　宇都宮観光コンベンション協会，
公益財団法人　グリーントラストうつのみや，
とちぎ歴史資料ネットワーク，
うつのみや遺跡の広場，飛山城史跡公園，とびやま歴史体験館，
旧篠原家住宅，宇都宮城址公園，上河内民俗資料館

○市民

２．歴史文化資源の防災・防犯に関する体制

災害や犯罪から歴史文化資源を守るには所有者・管理者の力だけでは限界があることから，平時から予防査察や消防訓練等を行い，地域住民、行政、消防・警察などの関係者が連携を取りながら，防災・防犯のための取組を推進できる仕組みを整えておく。

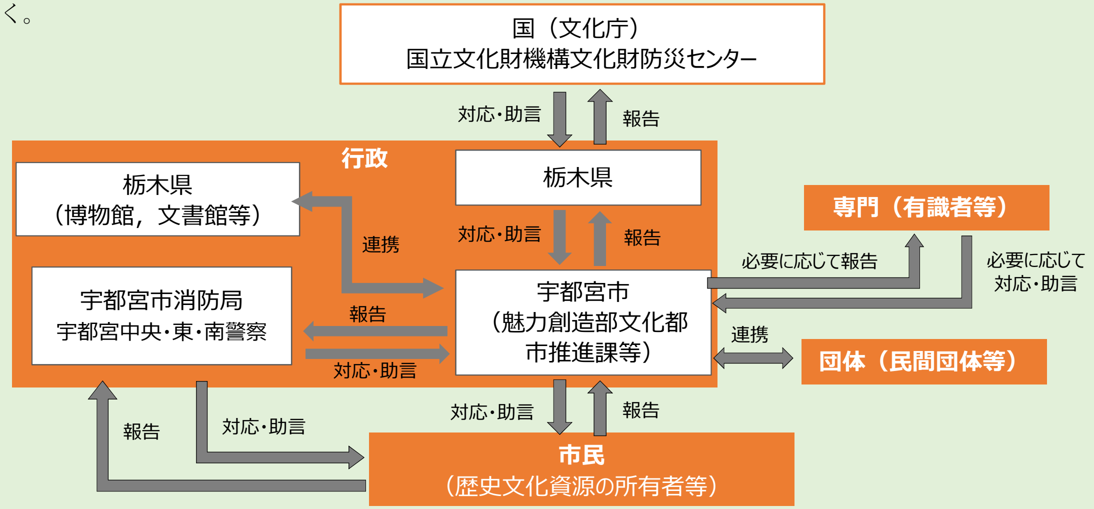

３．歴史文化資源の防災・防犯に関する体制
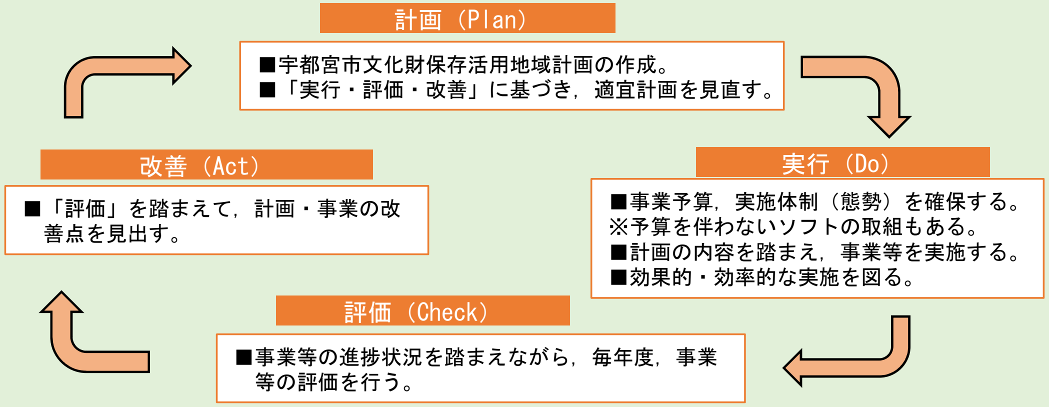
計画期間中は進捗管理と自己評価を行い，計画を着実に実施することとし，社会情勢や本市の歴史文化資源を取り巻く状況に変化が生じた場合は，必要に応じて計画の見直しを行う。進捗管理・自己評価は，PDCAサイクル（計画，実行，検証，改善）の考え方の下，計画的に事業を実施し，中間点や終了時点などでは，達成状況，課題などの把握・評価を行いその成果を当該事業の改善及び他の事業や次期地域計画へ反映させることとする。評価については，第６次宇都宮市総合計画後期基本計画の行政評価施策カルテで行う。次期計画は，2031（令和13）年度から，宇都宮市歴史文化基本構想が終了する2036（令和18）年度までを予定している。